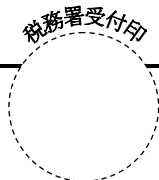


分割等による移転試験研究費の額の  
計算方法の認定申請書

※整理番号	
※通信グループ整理番号	



令和 年 月 日  税務署長殿	提出法人	〒	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連体結法親人法人	納税地	電話( ) -
		(フリガナ)	
		法人名等	
		法人番号	
		(フリガナ) 代表者氏名	Ⓜ
		代表者住所	〒
	事業種目	業	

連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名等		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 ( 局 署 ) 電話( ) -		部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名			決 算 期	
	代表者住所	〒		業 種 番 号	
	事業種目	業		整 理 簿	
			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	

分割等による移転試験研究費の額の計算方法について、  
 租税特別措置法施行令  第27条の4第9項  旧第27条の4第11項  第39条の39第8項  旧第39条の39第12項 の規定により下記のとおり申請します。  
 記

分割承継法人等	法人名等	
	納税地等	
	代表者氏名	
分割等の日	年 月 日	
移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由		
分割承継法人等が試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員	資 産	
	人 員	人
認定を受けようとする合理的な方法		
(その他参考となるべき事項)		

添付書類	
------	--

税理士署名押印	Ⓜ
---------	---

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印	
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-------	--

## 分割等による移転試験研究費の額の 計算方法の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。)又は分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)である場合における比較試験研究費の額の計算方法について、租税特別措置法施行令第27条の4第9項若しくは第39条の39第8項又は平成29年改正前の租税特別措置法施行令(以下「旧租税特別措置法施行令」といいます。)第27条の4第11項若しくは第39条の39第12項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、分割等の日以後2月以内(平成29年改正後の租税特別措置法施行令の規定の適用を受ける場合の平成29年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内)に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載します。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 申請本文の 

<input type="checkbox"/> 第27条の4第9項	<input type="checkbox"/> 旧第27条の4第11項
<input type="checkbox"/> 第39条の39第8項	<input type="checkbox"/> 旧第39条の39第12項

 には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。
  - (4) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。
  - (5) 「移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由」欄には、移転事業(分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。)及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由を記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
  - (6) 「分割承継法人等が試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が租税特別措置法施行規則第20条第3項第5号若しくは第22条の23第3項6号又は平成29年改正前の租税特別措置法施行規則第20条第12項第5号若しくは第22条の23第12項第6号に規定する試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。
  - (7) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
  - (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (9) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。
- 6 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
  - 「分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書」の提出  
税務署長の認定を受けた計算方法により算定した移転試験研究費の額に基づいて、租税特別措置法施行令第27条の4第9項若しくは第39条の39第8項又は旧租税特別措置法施行令第27条の4第11項若しくは第39条の39第12項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による試験研究費の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内(平成29年改正後の租税特別措置法施行令の規定の適用を受ける場合の平成29年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内)に提出する必要があります。